

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 砂防法第二条の土地を指定する」と
もに、直轄砂防工事を施行する件
- (同二八八、二九一)

- 直轄砂防工事を施行する件

- (同二九〇)

- 一般財団法人日本海事協会から登録
事項の変更の届出があつた件

- (同二九一)

- Olloyd's Register Group Limitedか
ら登録事項の変更の届出があつた件

- (同二九三)

- 道路に関する件

- (関東地方整備局一四六一四八)

- 道路に関する件

- (近畿地方整備局六〇六一)

- 電子決済手段等取引業者に関する内
閣府令第三十二条第七項の規定に基
づき認定資金決済事業者協会の規則
を指定する件 (金融庁五二)

- 電子決済手段等取引業者に関する内
閣府令第三十九条第一項の規定に基
づき金融庁長官の指定する規則を定
める件 (同五三)

〔その他告示〕

- 構造改革特別区域計画を認定した件
(内閣府七七一八四)

- 構造改革特別区域計画の変更を認定
した件 (同八五一八八)

- 種苗法第四十九条第一項第五号の規
定に基づき品種登録を取り消した件
(農林水産五七六一五八三)

- 中小企業信用保険法第二条第五項第
四号の災害及び地域を改正する件
(経済産業六四)

- 砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通二八七、二八九、二九四、
二九五)

- 農林水産大臣が定める特定漁港漁場整
備事業計画の案に係る公告及び縦覧に
ついて (農林水産省)
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)
- 北陸地方整備局公示(北陸地方整備局)

労 働

最低工賃の改正決定に関する公示

(岩手労働局最低工賃公示一、埼玉同

二)

〔公 告〕

〔諸事項〕

官 府

第三者所有物の没収、隊員の懲戒処
分、退職手当支給制限処分関係

裁 判 所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生、所有
者不明関係

会社その他

〔人事異動〕

〔国会事項〕

- 法務省 公安審査委員会 最高裁判所

- 〔褒 賞〕

- 〔皇室事項〕

- 〔官 府 報 告〕

- 官 府 事 項

法規的告示

○金融庁告示第五十二号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令
和五年内閣府令第四十八号)第三十二条第七項の
規定に基づき、認定資金決済事業者協会の規則を
次のように指定する。令和七年四月十日
金融庁長官 井藤 英樹電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令
和五年内閣府令第四十八号)第三十九条第一項の
規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次
のように指定する。

○金融庁告示第五十三号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令
和五年内閣府令第四十八号)第三十九条第一項の
規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次
のように指定する。

○金融庁告示第七十四号

令和七年四月十日
金融庁長官 井藤 英樹電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令
和五年内閣府令第四十八号)第三十二条第七項の
規定に基づき、金融庁長官の指定する規則は、日本公認会計士協会「電子決済手段等取引
業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実
務指針第七十四号)」とする。

〔その他告示〕

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八
九号)第四条第九項の規定に基づき、令和七年三
月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定し
たので、同条第十二項の規定に基づき公示する。
令和七年四月十日内閣総理大臣 石破 茂
構造改革特別区域の範囲 新庄市の全域
構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新
庄市構造改革特別区域の名称 新庄藩どぶろく特
別区域構造改革特別区域の範囲 新庄市の全域
特定事業の名称(番号については、構造改革
特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特
別区域基本方針別表第一に定めるところによ
る)特定農業者による特定酒類の製造事業
(七〇七(七〇八))

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相 生市	4 登録品種の名称 DARGANGLS	○ 農林水産省告示第五百七十八号	1 登録番号 第28026号
二 構造改革特別区域の名称 海と森と人が輝く 相生市教育特区	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Danziger Dan Flower Farm	種苗法(平成十年法律第八十二号)第四十九条 第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。 なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十日に消滅したものとみなさ れる。	2 登録年月日 令和2年7月9日
三 構造改革特別区域の範囲 相生市の全域	5 Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Flammulina velutipes</i> (Fr.) Sing.
四 変更後において実施し又はその実施を促進す ることができる特定事業の名称(番号について は、構造改革特別区域法第三条第一項に規定す ることによる。) 学校設置会社による学校設置 事業(ハ一二)	1 登録番号 第29719号	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	4 登録品種の名称 チクマッシュT-044
○ 内閣府告示第八十八号	2 登録年月日 令和5年6月29日	2 登録品種の名称 PLARG1515	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Plantinova SL
九 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十 九号)第六条第二項で準用する同法第四条第九項 の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十号を もつて公示した構造改革特別区域計画の変更を令 和七年三月二十八日付で認定したので、同法第 六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定 に基づき公示する。	3 農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Bidens L.</i>	1 登録番号 第24386号
一 令和七年四月十日	4 登録品種の名称 Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	4 登録品種の名称 プチチェリー	2 登録年月日 平成27年7月9日
内閣総理大臣 石破 茂	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Rafael Martinez Valls, 16 08348 Cabrilis, Barcelona, Spain	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 浅野寿晴	3 農林水産植物の種類 岐阜県岐阜市日置江323
一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊 本県	○ 農林水産省告示第五百七十七号	1 登録番号 第24387号	1 登録番号 第20884号
二 構造改革特別区域の名称 熊本県高度人材育 成・確保特区	種苗法(平成十年法律第八十二号)第四十九条 第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。 なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月五日に消滅したものとみなさ れる。	2 登録年月日 平成27年7月9日	2 登録年月日 平成23年7月11日
三 構造改革特別区域の範囲 熊本県の全域	3 農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Bidens L.</i>	3 農林水産植物の種類 <i>Rosa L.</i>
四 変更後において実施し又はその実施を促進す ることができる特定事業の名称(番号について は、構造改革特別区域法第三条第一項に規定す ることによる。) 職業能力開発短期大学校の修 了者の大学編入学事業(ハ二六)	4 登録品種の名称 ストロベリーミルク	4 登録品種の名称 Evera186	4 登録品種の名称 ARCAMPEX
○ 農林水産省告示第五百七十六号	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 岐阜県岐阜市日置江323	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 浅野寿晴	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 愛知県長久手市砂子607番地
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す る。なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月一日に消滅したものとみなさ れる。	1 登録番号 第21818号	1 登録番号 第27991号	1 登録番号 第29295号
農林水産大臣 江藤 拓	2 登録年月日 平成24年7月4日	2 登録年月日 令和2年7月9日	2 登録年月日 令和4年7月11日
1 登録番号 第29718号	3 農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Chrysanthemum x morifolium</i> Ramat.	3 農林水産植物の種類 <i>Pelargonium zonale</i> Group
2 登録年月日 令和5年6月29日	4 登録品種の名称 阿波の銀次郎	4 登録品種の名称 SWERED	4 登録品種の名称 Elsner pac Jungpflanzen GbR
3 農林水産植物の種類	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 徳島県	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Van Zanten Breeding B.V.	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	1 登録番号 第21839号	Lavendelweg 15, 1435EW, Rijnsenhout The Netherlands	1 登録番号 第29296号
	2 登録年月日 平成24年7月4日	1 登録番号 第28001号	2 登録年月日 令和4年7月11日
	3 農林水産植物の種類	2 登録年月日 令和2年7月9日	3 農林水産植物の種類 <i>Pelargonium zonale</i> Group
	Rosa L.	3 農林水産植物の種類 <i>Chrysanthemum x morifolium</i> Ramat.	4 登録品種の名称 PACDAZZ
	4 登録品種の名称 Evera221	4 登録品種の名称 Fimmerdapur	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Elsner pac Jungpflanzen GbR
	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 有限会社ジー・アンド・エッチ・ジャパン	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Dummen Group B.V.	Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany
	愛知県長久手市砂子607番地	Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	ny

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 相 生市	4 登録品種の名称 DARGANGLS	○ 農林水産省告示第五百七十八号	1 登録番号 第28026号
二 構造改革特別区域の名称 海と森と人が輝く 相生市教育特区	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Danziger Dan Flower Farm	種苗法(平成十年法律第八十二号)第四十九条 第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。 なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十日に消滅したものとみなさ れる。	2 登録年月日 令和2年7月9日
三 構造改革特別区域の範囲 相生市の全域	5 Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Flammulina velutipes</i> (Fr.) Sing.
四 変更後において実施し又はその実施を促進す ることができる特定事業の名称(番号について は、構造改革特別区域法第三条第一項に規定す ることによる。) 学校設置会社による学校設置 事業(ハ一二)	1 登録番号 第29719号	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	4 登録品種の名称 チクマッシュT-044
○ 内閣府告示第八十八号	2 登録年月日 令和5年6月29日	2 登録品種の名称 PLARG1515	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Plantinova SL
九 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十 九号)第六条第二項で適用する同法第四条第九項 の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十号を もつて公示した構造改革特別区域計画の変更を令 和七年三月二十八日付で認定したので、同法第 六条第二項で適用する同法第四条第十二項の規定 に基づき公示する。	3 農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Bidens L.</i>	1 登録番号 第24386号
一 令和七年四月十日	4 登録品種の名称 Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	4 登録品種の名称 プチチェリー	2 登録年月日 平成27年7月9日
内閣総理大臣 石破 茂	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Rafael Martinez Valls, 16 08348 Cabrilis, Barcelona, Spain	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 浅野寿晴	3 農林水産植物の種類 岐阜県岐阜市日置江323
一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊 本県	○ 農林水産省告示第五百七十七号	1 登録番号 第24387号	1 登録番号 第20884号
二 構造改革特別区域の名称 熊本県高度人材育 成・確保特区	種苗法(平成十年法律第八十二号)第四十九条 第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。 なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月五日に消滅したものとみなさ れる。	2 登録年月日 平成27年7月9日	2 登録年月日 平成23年7月11日
三 構造改革特別区域の範囲 熊本県の全域	3 農林水産植物の種類	3 農林水産植物の種類 <i>Bidens L.</i>	3 農林水産植物の種類 <i>Rosa L.</i>
四 変更後において実施し又はその実施を促進す ることができる特定事業の名称(番号について は、構造改革特別区域法第三条第一項に規定す ることによる。) 職業能力開発短期大学校の修 了者の大学編入学事業(ハ二六)	4 登録品種の名称 ストロベリーミルク	4 登録品種の名称 Evera186	4 登録品種の名称 ARCAMPEX
○ 農林水産省告示第五百七十六号	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 岐阜県岐阜市日置江323	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 浅野寿晴	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 愛知県長久手市砂子607番地
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示す る。なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月一日に消滅したものとみなさ れる。	1 登録番号 第21818号	1 登録番号 第27991号	1 登録番号 第29295号
農林水産大臣 江藤 拓	2 登録年月日 平成24年7月4日	2 登録年月日 令和2年7月9日	2 登録年月日 令和4年7月11日
1 登録番号 第29718号	3 農林水産植物の種類	3 登録年月日 令和2年7月9日	3 登録年月日 令和4年7月11日
2 登録年月日 令和5年6月29日	4 登録品種の名称 阿波の銀次郎	4 登録品種の名称 SWERED	4 登録品種の名称 Elsner pac Jungpflanzen GbR
3 農林水産植物の種類	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 徳島県	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Van Zanten Breeding B.V.	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	1 登録番号 第21839号	Lavendelweg 15, 1435EW, Rijnsenhout The Netherlands	ny
	2 登録年月日 平成24年7月4日	1 登録番号 第28001号	
	3 農林水産植物の種類	2 登録年月日 令和2年7月9日	
	Rosa L.	3 登録年月日 令和2年7月9日	
	4 登録品種の名称 Evera221	4 登録品種の名称 Fimmerdapur	
	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 有限会社ジー・アンド・エッチ・ジャパン	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Dummen Group B.V.	
	愛知県長久手市砂子607番地	Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	

○農林水産省告示第五百八十号
種苗法(平成十年法律第八十三号)第四十九条
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 登録番号 第29786号
- 2 登録年月日 令和5年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
- 4 登録品種の名称 精あきまゆ
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地8

- 1 登録番号 第29802号
- 2 登録年月日 令和5年7月14日
- 3 農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
- 4 登録品種の名称 セイセレナイト
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地8

○農林水産省告示第五百八十一号
種苗法(平成十年法律第八十三号)第四十九条
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 登録番号 第26112号
- 2 登録年月日 平成29年7月18日
- 3 農林水産植物の種類
Geranium L.
- 4 登録品種の名称 BREMDREAM
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Alan Bremner
Bendigo, St Ola, Kirkwall, KW15 ISX
Orkney United Kingdom

○農林水産省告示第五百八十一号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第四十九条
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 登録番号 第23470号
- 2 登録年月日 平成26年7月25日
- 3 農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
- 4 登録品種の名称 ララハッピー
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本 дендробиум園
岡山県岡山市南区浜野1丁目12番30号

- 1 登録番号 第23472号
- 2 登録年月日 平成26年7月25日
- 3 農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
- 4 登録品種の名称 ニューアンジョ
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本 дендробиум園
岡山県岡山市南区浜野1丁目12番30号

- 1 登録番号 第23476号
- 2 登録年月日 平成26年7月25日
- 3 農林水産植物の種類
Dioscorea L.
- 4 登録品種の名称 岐阜 とろ
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
増田文雄
岐阜県揖斐郡池田町片山2358番地

- 1 登録番号 第23496号
- 2 登録年月日 平成26年7月25日
- 3 農林水産植物の種類
Wrightia antidyserterica (L.) R. Br.
- 4 登録品種の名称 カオヤイ
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジッパー
静岡県磐田市東貝塚80番地

○農林水産省告示第五百八十二号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第四十九条
第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 登録番号 第21866号
- 2 登録年月日 平成24年7月26日
- 3 農林水産植物の種類
Sorghum Moench
- 4 登録品種の名称 華青葉
- 5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692—2

○経済産業省告示第百十四号

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第一号(中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件)の全部を次のように改正し、令和七年四月十日から適用する。

令和七年四月十日

経済産業大臣 武藤 容治

災害名	地域	指定の期間
害低気圧と前線による大雨に伴う災	石川県 輪島市	令和六年九月二十一日から令和七年七月九日まで
	珠洲市	

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 1 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市之倉川
- 2 砂防法第二条の土地の表示
岐阜県多治見市笠原町字梅平の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

緯	北緯	東經
1	35°17'30.5786"	137°08'32.7211"
2	35°17'30.0261"	137°08'33.0775"
3	35°17'29.7535"	137°08'33.0732"
4	35°17'29.4920"	137°08'33.2657"
5	35°17'31.2640"	137°08'30.8931"
6	35°17'31.2855"	137°08'31.0340"
7	35°17'31.1892"	137°08'31.6020"
8	35°17'30.6879"	137°08'32.2089"

国会事項

参議院
議事日程

答弁書受領

四月八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出選択的夫婦別姓が家

族の一体性を損なうという主張に関する質問に

に対する答弁書(第七二号)

参議院議員浜田聰提出東京都が委託団体からの

国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現し

ていること等に関する質問に対する答弁書(第

七三号)

(名古屋地方検察庁検事) 検事
大阪地方検察庁検事に配置換する(以上三月二十一日)

(東京高等検察庁検事) 検事

上田 竹志 川嶋 隆憲 栗田 昌裕
佐瀬 裕史 渡辺 達徳

同 同
武藤 京子

辞職を承認する(各通)(三月三十日)

上田 竹志 川嶋 隆憲 栗田 昌裕
佐瀬 裕史 渡辺 達徳

(東京高等検察庁検事) 検事

上田 竹志 川嶋 隆憲 栗田 昌裕
佐瀬 裕史 渡辺 達徳

(東京高等検察庁検事) 検事

上田 竹志 川嶋 隆憲 栗田 昌裕
佐瀬 裕史 渡辺 達徳

同 同
武藤 京子

四月九日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第十二号
令和七年四月九日(水曜日)
午前十時開議
第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第三 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間の間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案
質問書提出

四月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
衆議院議員八幡愛提出障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問に対する答弁書
答弁書受領

四月八日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員八幡愛提出障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問に対する答弁書
報告書受領

四月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)

人事異動

法務省

人事異動

人事異動

人事異動

人事異動

人事異動

更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年三月三十一日限り退職(各通)

(仙台法務局長) 同 古谷 剛司
(仙台法務局民事行政部長) 同 福島 司
(札幌法務局長) 法務事務官
(北海道地方更生保護委員会委員) 岡村 理恵
(中国地方更生保護委員会委員) 木村 敏章
(関東地方更生保護委員会委員) 竹内 吉和
(近畿地方更生保護委員会委員) 石渡 茂雄
(九州地方更生保護委員会委員) 椿 百合子

更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年三月三十一日限り退職(各通)

(仙台法務局長) 同 古谷 剛司
(仙台法務局民事行政部長) 同 福島 司
(山形地方法務局長) 同 本間与志雄
(宇都宮地方法務局長) 同 関口 正木
(前橋地方法務局長) 同 大宮由紀枝
(千葉地方法務局長) 同 三宅 義寛
(長野地方法務局長) 同 萩原 啓一郎
(静岡地方法務局長) 同 谷田 邦浩
(岐阜地方法務局長) 同 萬 啓一郎
(大津地方法務局長) 同 宗野 有美子
(大津地方法務局長) 同 竹内 秀明
(同) 松尾 力実

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三第九項、第三条第十項及び第五条第九項において準用する同条第八項及び第三条第十三項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特措法第七十七条第三項の規定に基づく日本放送協会令和七年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画についての報告又同日内閣を経由して経済産業大臣武藤容治から、次ので報告書を受領した。

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書(浜田聰提出)(第九二号)の妥当性等に関する質問主意書(神谷宗幣提出)(第九一号)の妥当性等に関する質問主意書(浜田聰提出)(第九三号)

東京地方検察庁検事に配置換する(各通)

(名古屋地方検察庁検事) 檢事 片尾すみれ
(仙台地方検察庁古川支部長) 同 昆野 明子
(同) 同 昆野 明子

褒章条例第一条により紺綏褒章を授ける(各通)	河原 亜弓 濱島 正好 管野 伸一 岸本 一夫 植竹 檀
褒章条例第一条により紺綏褒章を贈与する	吉久 洋司 櫻木 勝貴 藤原 太郎 中尾 恭子 西條早智子 国府 克治 常泉 利哉
紳綏褒章並びに賞杯	内藤 研介 前川サト子 今江 康弘 松本 夏樹 河原 亜弓 濱島 正好 管野 伸一 岸本 一夫 植竹 檀
公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、紺綏褒章に付する飾版並びに賞杯	河原 亜弓 濱島 正好 管野 伸一 岸本 一夫 植竹 檀
者は、次のとおりである。	吉久 洋司 櫻木 勝貴 藤原 太郎 中尾 恭子 西條早智子 国府 克治 常泉 利哉

褒章条例第一条により紺綏褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける(各通)	遠藤 純一 東 悅子 小田 野尚之 喜田 啓史 牧 寛之 井谷 憲次 紳綏褒章飾版
年三月二十六日、紺綏褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。	掛川 紀夫 田尻 節子 香澤 則雄 金子 元久 金岡 純二 鶴岡 達也
年三月二十六日、紺綏褒章に付する飾版を授かつた者又は贈与された者は、次のとおりである。	植田 義子 平山 雅彦 香澤 則雄 金子 元久 金岡 純二 鶴岡 達也
年三月二十六日、紺綏褒章に付する飾版を授かつた者又は贈与された者は、次のとおりである。	杉村 克治 川島 克哉 望月 靖允 福田 美蘭
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	澤口 希能 澤口 景子 斎藤 光徳 福田 美蘭

褒章条例第一項により紺綏褒章に付する飾版	株式会社マーチシステムズ東海 一般財団法人砂防・地すべり技術センター
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社アイ・テック 株式会社シフトプラス株式会社
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社太平エンジニアリング 株式会社北陸銀行
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社NTTドコモ 一般財團法人トナミホールディングス松寿会
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社新日本セキユリティ 株式会社アーリントン

褒章条例第一項により紺綏褒章に付する飾版	株式会社マーチシステムズ東海 一般財團法人砂防・地すべり技術センター
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社新日本セキユリティ 株式会社アーリントン
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社NTTドコモ 一般財團法人トナミホールディングス松寿会
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社太平エンジニアリング 株式会社北陸銀行
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社新日本セキユリティ 株式会社アーリントン

褒章条例第三条第一項により紺綏褒章に付する飾版	株式会社マーチシステムズ東海 一般財團法人砂防・地すべり技術センター
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社新日本セキユリティ 株式会社アーリントン
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社NTTドコモ 一般財團法人トナミホールディングス松寿会
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社太平エンジニアリング 株式会社北陸銀行
年三月二十六日、褒章を授かつた者は、次のとおりである。	株式会社新日本セキユリティ 株式会社アーリントン

電 信 報 項

行幸啓

天皇御内閣御入ば、四月七日午前九時三十九分
御出門、御視察のため、東京都小笠原村硫黄島へ
行幸啓、午後九時三十四分還幸啓になった。

但 ち 録 所

但 ち 事 場

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画
の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年
法律第137号）第19条第1項の規定により特定漁
港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第3項
において準用する同法第17条第4項の規定に基づ
き公告する。

令和7年4月10日

農林水産大臣 江藤 拓

島根県宍戸支庁農林水産局水産部水産課

水産庁漁港漁場整備部事業課
水産庁境港漁業調整事務所
鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課
島根県農林水産部沿岸漁業振興課

島根県西部農林水産振興センター

tokutei/juutan_gyoko.html
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づくもの、令和七年三月十一日
七日、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第八項の規
定に基づき、変更したのを公示する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線

共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

道路の種類 路 線 名 区

一般国道 20号 八王子市大船町1020番から同市館町1097番229までの上下線

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年三月十九
日、利根川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第八項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

北陸地方整備局長 高松 謙

北陸地方整備局長 高松 謙

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線

共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

道路の種類 路 線 名 区

一般国道 19号 一般国道

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づくもの、令和七年三月十九
日、利根川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第八項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線

共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

道路の種類 路 線 名 区

一般国道 19号 一般国道

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づくもの、令和七年三月十九
日、利根川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第八項の規定に基づき公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線

共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

道路の種類 路 線 名 区

一般国道 19号 一般国道

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づくもの、令和七年三月十九
日、利根川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第八項の規定に基づき公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線

共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月10日

関東地方整備局長 岩崎 福久

関東地方整備局長 岩崎 福久

電気海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画
(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第3項において準用する同法第17条第4項の規定
により縦覧に供すべき書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画の案

(2) 縦覧の期間 令和7年4月10日から令和7年4月30日まで

maff.go.jp/jgyoko_gyoyoz/g_zyoho_bako/
tokutei/juutan_gyoko.html

(5) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するに由り、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(6) 占用の制限の開始の期日 令和7年4月11日

(7) 図面 縦覧場所 関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するに由りとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年4月10日 令和7年4月10日から一週間一般の縦覧に供する。関東地方整備局長 岩崎 福久

(一) 道路の種類名 一般国道
(二) 路線名 十九号
(三) 占用を制限する区域

域 備考
長野県東筑摩郡生坂村八七八八番一から同村八七九一番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に既に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するに必要な認めたる限りでなく。

品目 工程 規格 金額
1 リード線の曲げ 2本のリード線について行う 1個につき 54銭
2 適用する委託者 前号の室内労働者に前号の業務を委託する委託者
3 第1号の室内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

電子部品 (印刷回路基板に用いるものに限る。)	コイルの巻線 (巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき	2円60銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき	1円90銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1個につき	8銭
ワイヤーハーネス	コネクター端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき	37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき	32銭
	チューブ通し(電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき	60銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき	51銭
	トランス	手作業によるコア詰め(E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき

4 効力発生の日 令和7年6月1日

埼玉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃(平成18年埼玉労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年4月10日

埼玉労働局長 片淵 仁文

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線	穴通し(リード線を各種小型トランジistorの端子板へ穴通しするもの)	線径0.5ミリメートルのもの	1本につき 1円32銭
	はんだ付け(リード線と各種小型機器の端子部について行うもの(併せて附属作業を行うものを含む))	線径0.5ミリメートルのもの	1点につき 3円28銭

トランス	コア詰め(手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの)	コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの	1個につき 10円47銭
	コアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むもの	1個につき 13円08銭	
電気部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	足曲げ	2本足のもの	1個につき 63銭
	差し	2端子の部品について行うもの	1個につき 92銭
	差し及び曲げ		1個につき 1円24銭

4 効力発生の日 令和7年5月10日



譲 備 報

第三者所有物の没収に関する
公告

令和7年4月10日 大阪地方検察庁検察官
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、令和7年4月24日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てができる。

記

- 係属裁判所 大阪地方裁判所第13刑事部2係
- 被告事件名 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

3 被告人氏名 足立 嵩人

4 公判期日 令和7年4月24日

- 5 没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(大阪地方検察庁令和6年領第10377号符号3)

現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号5)

現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号7)

現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号9)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号11)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号13)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号15)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号17)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号19)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号21)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号23)
現金1,000,000円 壱万円紙幣100枚(同符号25)

6 没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、令和5年7月頃から同年9月25日頃までの間、大阪市淀川区塚本3丁目4番18号「メゾンドT4」204号被告方において、財産上の不正な利益を得る目的で犯した窃盗行為により得た現金合計1,200万円を手提げかばん及びその保存袋に入れるなどして6畳洋室天袋内に隠匿保管し、もって犯罪収益等を隠したものである。

隊員の懲戒処分

呉基地業務隊補充部付 海士長 森岡 海斗
自衛隊法第46条第1項第1号の規定により免職する。

令和7年4月10日

呉地方総監 海将 松本 完

隊員の懲戒処分

呉教育隊 2等海士 渡辺 真大
自衛隊法第46条第1項第1号の規定により免職する。

令和7年4月10日
呉地方総監 海将 松本 完

退職手当支給制限処分

(退職をした者の氏名) 森岡 海斗
(退職時の勤務官署) 海上自衛隊呉基地業務隊
国家公務員退職手当法第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日(本処分の内容を官報に掲載した日から起算して2週間を経過した日)の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(被告を代表する者は法務大臣)提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

令和7年4月10日
海上自衛隊呉地方総監 海将 松本 完

退職手当支給制限処分

(退職をした者の氏名) 渡辺 真大
(退職時の勤務官署) 海上自衛隊呉教育隊
国家公務員退職手当法第12条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日(本処分の内容を官報に掲載した日から起算して2週間を経過した日)の翌日から起算して3か月以内に防衛大臣に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(被告を代表する者は法務大臣)提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

令和7年4月10日
海上自衛隊呉地方総監 海将 松本 完

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年(家)第3015号

神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号

申立人 秦野市長 高橋 昌和

本籍地神奈川県秦野市曾屋1188番地、最後の住所神奈川県秦野市曾屋1188番地、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日令和3年6月28日、出生の場所長野県北佐久郡小諸町、出生年月日昭和23年8月14日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 幸夫

事務所神奈川県厚木市中町3-13-8 アイリスヴェール801 相州法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大谷 優樹

催告期間満了日 令和7年10月30日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3033号

埼玉県幸手市緑台1丁目5番4号

申立人 大橋三由紀

本籍地神奈川県伊勢原市板戸1番地1、最後の住所神奈川県平塚市岡崎5814番地の9、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和元年9月24日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和37年10月4日、職業会社員

被相続人 亡 大橋 謙一

事務所神奈川県平塚市代官町4番15号 辻ビル3階 稲垣総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲垣 孝宣

催告期間満了日 令和7年10月30日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3041号

神奈川県小田原市荻窓300番地

申立人 小田原市長 加藤 憲一

本籍地神奈川県小田原市東町4丁目233番地、最後の住所神奈川県小田原市東町4丁目7番6号、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日平成9年10月24日、出生の場所神奈川県中郡伊勢原町、出生年月日大正8年1月3日、職業不詳

被相続人 亡 高木 ヤス

事務所神奈川県小田原市栄町1丁目14番48号

ジャンボーナックビル710 田中・宇佐美・石井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇佐美満規子

催告期間満了日 令和7年10月30日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第3056号

神奈川県小田原市飯田岡470番地

申立人 関根 宏修

本籍地神奈川県小田原市飯田岡479番地、最後の住所神奈川県小田原市飯田岡470番地、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年4月15日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和32年3月17日、職業会社役員

被相続人 亡 関根 勳

事務所神奈川県小田原市本町1丁目4番7号

朝日生命小田原ビル402 おだわら総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤嶋 崇友

催告期間満了日 令和7年11月4日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和6年(家)第7956号

名古屋市中区金山5丁目2番30号

申立人 金山レックスマンション管理組合
本籍地東京都大田区大森北6丁目118番地、最後の住所名古屋市中区金山5丁目2番30号、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日令和5年1月25日、出生の場所愛知県知多郡半田町、出生年月日昭和3年5月3日、職業不明
被相続人 亡 松島 法子

事務所名古屋市中区丸の内2丁目11番24号
M S 丸の内ビル7階 山口統平法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 大介
催告期間満了日 令和7年10月27日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第7104号

名古屋市天白区植田南3丁目101番地 グランドファミリア植田610号

申立人 古山技美子
本籍地名古屋市昭和区山里町150番地、最後の住所名古屋市名東区一社2丁目133番地ヴィアレイ一社501号、死亡の場所名古屋市昭和区、死亡年月日令和6年2月9日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和16年7月17日、職業無職

被相続人 亡 金子 靖彦
事務所名古屋市中区平和2丁目2番8号 三井東別院ハイツ1405号 山田T T R P G法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 莉可
催告期間満了日 令和7年10月27日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第1007号

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

申立人 愛知県知多郡美浜町
本籍地愛知県知多郡美浜町大字河和字北屋敷229番地、最後の住所愛知県知多郡美浜町大字河和字北屋敷229番地、死亡の場所愛知県知多郡南知多町、死亡年月日令和2年8月6日、出生の場所愛知県瀬戸市、出生年月日昭和19年11月24日、職業不明

被相続人 亡 岩本 妙子
愛知県常滑市新開町4丁目3番地弁護士法人山崎法律事務所常滑事務所

相続財産清算人 弁護士 坂 敬裕
催告期間満了日 令和7年10月24日
名古屋家庭裁判所半田支部

令和7年(家)第331号
 京都市上京区下長者町通御前東入三助町279番地 司法書士宮崎彩織事務所
 申立人 宮崎 彩織
 本籍愛媛県四国中央市川之江町1463番地、最後の住所京都市左京区吉田神楽岡町103番地
 きらく荘 102号室、死亡の場所京都市北区、死亡年月日令和6年6月30日、出生の場所愛媛県宇摩郡川之江町、出生年月日昭和17年6月23日、職業無職
 被相続人 亡 星川清加壽
 事務所京都市中京区柳馬場通二条上る6丁目270-3 かねだ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 金 用大
 催告期間満了日 令和7年10月30日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第80087号
 大阪市西成区岸里1丁目5番20号
 申立人 大阪市西成区保健福祉センター所長 野口 浩
 本籍愛媛県松山市泉町16番地3、最後の住所大阪市西成区萩之茶屋3丁目6番11号ウエストボイント910号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日推定令和2年8月23日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和19年4月8日、職業無職
 被相続人 亡 川角 洋
 大阪市西区京町堀1-4-22肥後橋プラザビル10階
 相続財産清算人 弁護士 阪倉 篤史
 催告期間満了日 令和7年11月18日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80104号
 大阪市西成区岸里1丁目5番20号
 申立人 大阪市西成区保健福祉センター所長 本籍島根県浜田市三隅町岡見1994番地、最後の住所大阪市西成区花園南1丁目9番10号紀川住宅、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和4年7月31日頃、出生の場所島根県那賀郡岡見村、出生年月日昭和11年11月15日、職業無職
 被相続人 亡 田中 義夫
 大阪市中央区今橋1丁目7番19号 北浜ビルディング8階
 相続財産清算人 弁護士 田坂 駿佑
 催告期間満了日 令和7年11月18日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80203号
 大阪府高槻市桃園町2-1
 申立人 高槻市

令和6年(家)第30557号
 本籍兵庫県神戸市中央区元町通1丁目70番地、最後の住所大阪府高槻市富田町6丁目15番15号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和元年12月頃、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和36年11月13日、職業不明
 被相続人 亡 大村 公一
 大阪市中央区平野町2丁目2番9号ビルⅢ井803
 相続財産清算人 弁護士 金 建龍
 催告期間満了日 令和7年11月18日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40044号
 神戸市北区ひよどり台5丁目6番地
 申立人 ひよどり台(7)団地管理組合
 本籍神戸市東灘区御影中町7丁目8番、最後の住所神戸市北区ひよどり台5丁目6番地32棟203号、死亡の場所神戸市北区、死亡年月日令和6年6月21日頃から30日頃までの間、出生の場所鹿児島県西之表市、出生年月日昭和37年7月23日、職業無職
 被相続人 亡 町田 昭義
 神戸市中央区相生町4丁目5番16号神戸駅前A Tビル6階 のむら総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 野村 亮太
 催告期間満了日 令和7年10月29日
 神戸家庭裁判所

令和6年(家)第30284号
 岡山市北区南方3丁目5番25号
 申立人 特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク
 本籍福岡県田川市大字奈良311番地3、最後の住所岡山県岡山市北区橋津429番地1ケアハウスさえずり、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日令和6年2月2日、出生の場所福岡県田川市、出生年月日昭和24年1月2日、職業無職
 被相続人 亡 渡辺 力
 事務所岡山市北区南方1丁目6番5号 司法ビル5階
 相続財産清算人 弁護士 石井 克典
 催告期間満了日 令和7年10月27日
 岡山家庭裁判所

令和7年(家)第101号
 岡山県浅口市鴨方町鴨方334番地
 申立人 中村 真教
 本籍鹿児島県指宿市新西方554番地、最後の住所岡山県浅口郡里庄町大字里見7350番地、死亡の場所岡山県浅口郡里庄町、死亡年月日

令和6年10月5日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和36年5月18日、職業無職
 被相続人 亡 今川 千晴
 岡山県浅口市鴨方町鴨方191番地
 相続財産清算人 司法書士 宗澤ゆかり
 催告期間満了日 令和7年10月31日
 岡山家庭裁判所玉島出張所

令和7年(家)第30046号
 広島市西区己斐中2丁目22番3号
 申立人 遠藤 純子
 本籍広島市西区楠木町1丁目14番、最後の住所広島市西区楠木町1丁目14番10-705号楠木マンション、死亡の場所広島市西区、死亡年月日令和6年8月21日頃から31日頃までの間、出生の場所広島市、出生年月日昭和40年5月12日、職業無職
 被相続人 亡 安村正之助
 事務所広島市佐伯区五日市中央1丁目3番34号
 相続財産清算人 司法書士 中尾 雅寛
 催告期間満了日 令和7年10月27日
 広島家庭裁判所

令和7年(家)第30018号
 広島県吳市西中央3丁目7番37号グレイス寿3階
 申立人 西田小百合
 本籍広島県吳市江原町6番地、最後の住所広島県吳市江原町7番11号、死亡の場所広島県吳市、死亡年月日令和7年1月13日、出生の場所広島県吳市、出生年月日昭和19年8月25日、職業無職
 被相続人 亡 井上 宣明

事務所広島県吳市西中央3丁目7番37号グレイス寿3階
 相続財産清算人 弁護士 西田小百合
 催告期間満了日 令和7年10月31日
 広島家庭裁判所吳支部

令和7年(家)第7008号
 広島県広島市東区戸坂山崎町2-11-901
 申立人 斎藤 哲男
 本籍福井県越前市春日野町第80号20番地、最後の住所山口県防府市大字下右田54番地、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日令和5年2月27日、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和33年11月1日、職業不明
 被相続人 亡 斎藤 俊行
 山口県山口市駅通り1丁目4番10号 ひまわりビル2階
 相続財産清算人 弁護士 越智 博
 催告期間満了日 令和7年10月27日
 山口家庭裁判所

令和7年(家)第7015号
 山口県山口市小郡かぜの丘11番10号
 申立人 藤井 哲治
 本籍島根県浜田市三隅町三隅33番地、最後の住所山口県山口市宮野上3346番地、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所山口県山口市、出生年月日昭和21年4月20日、職業無職
 被相続人 亡 石川 昭雄
 山口県山口市黄金町5番9号 第二法曹ビル1階
 相続財産清算人 弁護士法人小林法律事務所
 催告期間満了日 令和7年10月27日
 山口家庭裁判所

令和7年(家)第4006号
 茨城県東茨城郡城里町大字石塚2404番地の2
 申立人 坂本 正広
 本籍宮崎県宮崎市学園木花台桜2丁目32番地13、最後の住所宮崎県宮崎市学園木花台桜2丁目32番地13、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年5月16日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和39年5月24日、職業不明
 被相続人 亡 安藤 明美
 宮崎県宮崎市丸島町2-22 A K H R 301号
 相続財産清算人 弁護士 宮本 広志
 催告期間満了日 令和7年10月31日
 宮崎家庭裁判所

令和7年（家）第4019号

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋811番地2

申立人 緒方 隆憲

本籍宮崎県西都市大字三宅2679番地1、最後の住所宮崎県西都市大字三宅2679番地1、死亡の場所宮崎県西都市、死亡年月日令和6年10月5日、出生の場所宮崎県西都市、出生年月日大正14年8月12日、職業無職

被相続人 亡 後藤 ツル

事務所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋811番地2

相続財産清算人 司法書士 緒方 隆憲

催告期間満了日 令和7年10月31日

宮崎家庭裁判所

令和7年（家）第40036号

北海道江別市錦町6番地の12

申立人 渡利 静江

本籍北海道江別市東野幌町40番地1、最後の住所北海道江別市東野幌町40番地の1 13棟107、死亡の場所北海道江別市、死亡年月日推定令和6年12月21日、出生の場所北海道空知郡奈井江町、出生年月日昭和35年10月22日、職業会社員

被相続人 亡 山内 昌浩

事務所札幌市中央区大通西14丁目3番1 大通丸一ビルディング8階 祖母井・中辻法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井坂 裕

催告期間満了日 令和7年11月12日

札幌家庭裁判所

令和7年（家）第40067号

札幌市中央区南4条西9丁目1008番地

申立人 中和石油株式会社

本籍北海道札幌市豊平区水車町2丁目3番、最後の住所札幌市豊平区水車町2丁目3番25号メープルリバービュー1003号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年8月25日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和29年8月16日、職業無職

被相続人 亡 田並 啓子

事務所札幌市中央区南1条西24丁目1番30号円山OCT b1 d. 2階 札幌ひかり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 出崎 竜也

催告期間満了日 令和7年11月6日

札幌家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年（ヘ）第1号

岐阜県美濃市曾代66番地

申立人 株式会社東海化成

代表者代表取締役 景山 昌治

申立代理人弁護士 久保田 宏

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月16日

令和7年3月17日 大宮簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 BA 005061

金額 2,442,358円

支払期日 令和7年4月10日

支払地 さいたま市

支払場所 株式会社みずほ銀行古河支店

振出日 令和7年1月15日

振出地 茨城県古河市

振出人 株式会社ダイニチ商会 代表取締役 小山 雄一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（ヘ）第1号

岐阜県美濃市曾代66番地

申立人 株式会社東海化成

代表者代表取締役 景山 昌治

申立代理人弁護士 久保田 宏

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月24日

令和7年3月17日 徳島簡易裁判所

（別紙）目録

約束手形 1通

手形番号 AB 160244

金額 205,783円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 徳島市

支払場所 株式会社阿波銀行両国橋支店

振出日 令和7年1月10日

振出地 徳島市

振出人 徳農種苗株式会社 代表取締役 井上 雅弘

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年（ヘ）第1号

千葉県君津市塚原185番地

申立人 君津市農業協同組合

代表者代表理事 江澤 武夫

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月14日

令和7年3月14日 木更津簡易裁判所

（別紙）目録

小切手 44通

(1)小切手番号 9040007

金額 白地

支払人 君津市農業協同組合周西支店

支払地 君津市久保1-4-1

振出日 白地

振出地 君津市

振出人 白地

最終所持人 申立人

(2)小切手番号 9040008

(3)小切手番号 9040009

(4)小切手番号 9040010

(5)小切手番号 9040011

(6)小切手番号 9040012

(7)小切手番号 9040013

(8)小切手番号 9040014

(9)小切手番号 9040015

(10)小切手番号 9040016

(11)小切手番号 9040017

(12)小切手番号 9040018

(13)小切手番号 9040019

(14)小切手番号 9040020

(15)小切手番号 9040021

(16)小切手番号 9040022

(17)小切手番号 9040023

(18)小切手番号 9040024

(19)小切手番号 9040025

(20)小切手番号 9040026

(21)小切手番号 9040027

(22)小切手番号 9040028

(23)小切手番号 9040029

(24)小切手番号 9040030

(25)小切手番号 9040031

(26)小切手番号 9040032

(27)小切手番号 9040033

(28)小切手番号 9040034

(29)小切手番号 9040035

(30)小切手番号 9040036

(31)小切手番号 9040037

(32)小切手番号 9040038

(33)小切手番号 9040039

(34)小切手番号 9040040

(35)小切手番号 9040041

(36)小切手番号 9040042

(37)小切手番号 9040043

(38)小切手番号 9040044

(39)小切手番号 9040045

(40)小切手番号 9040046

(41)小切手番号 9040047

(42)小切手番号 9040048

(43)小切手番号 9040049

(44)小切手番号 9040050

(2)から(4)の小切手の金額、支払人、支払地、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は(1)の小切手の記載に同じ

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年（家）第2290号

東京都中央区湊2-16-25 ライオンズマン シヨン鉄砲洲第3-304号室

申立人 管谷 愛

本籍東京都渋谷区本町5丁目23番地、最後の住所東京都清瀬市中里6丁目528番地28

不在者 谷口 豊一

昭和38年6月5日生

届出期間満了日 令和7年5月21日

東京家庭裁判所立川支部

失踪宣告

令和6年（家）第1572号

本籍北海道札幌市東区北17条東4丁目12番地137、最後の住所北海道札幌市東区北17条東4丁目4番7号

不在者 虎餘 忠

昭和22年12月21日生

令和7年3月13日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第72号
本籍千葉県銚子市仲町1823番地、最後の住所千葉県銚子市愛宕町3343番地の8
不在者 中村 克也
昭和42年2月22日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所八日市場支部裁判所書記官

令和6年(家)第846号
本籍東京都府中市是政2丁目12番地の70、最後の住所東京都府中市是政2丁目12番地の70
不在者 古本 英隆
昭和28年8月11日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

令和6年(家)第2501号
本籍富山県小矢部市石動町242番地、最後の住所富山県小矢部市安養寺1650番地
不在者 澤城 信靖
昭和34年1月26日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所高岡支部裁判所書記官

令和6年(家)第64号
本籍石川県鳳珠郡能登町字宇出津へ字14番地、最後の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津ラ字52番地
不在者 下 昇
昭和15年1月6日生
令和7年3月15日失踪宣告審判確定
金沢家庭裁判所珠洲出張所裁判所書記官

令和6年(家)第111号
本籍三重県伊賀市上野桑町1791番地、最後の住所三重県伊賀市上野桑町1791番地
不在者 今出 長治
昭和2年3月11日生
令和7年3月19日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所伊賀支部裁判所書記官

令和6年(家)第216号
本籍大阪府岸和田市上松町2丁目703番地5、最後の住所大阪府岸和田市下松町703番地の5
不在者 松原 博
昭和28年1月18日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所岸和田支部裁判所書記官

令和6年(家)第248号
本籍兵庫県姫路市網干区新在家467番地、最後の住所兵庫県姫路市網干区新在家1374番地2
不在者 梶原 常市
昭和19年4月12日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和6年(家)第138号
本籍岡山県倉敷市連島町鶴新田2094番地20、最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田2094番地20
不在者 山田 繁樹
昭和22年11月10日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

令和6年(家)第12号
本籍秋田県山本郡山本町森岳字東囲46番地の1、最後の住所不詳
不在者 嶋田 ミチ
明治22年12月7日生
令和7年3月19日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所能代支部裁判所書記官

令和6年(家)第207号
本籍埼玉県比企郡川島町大字中山1362番地22、最後の住所埼玉県比企郡川島町大字中山1362番地22
不在者 増川 義淳
昭和19年2月14日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

令和6年(家)第259号
本籍広島県広島市佐伯区湯来町大字白砂3592番地、最後の住所広島県廿日市市串戸2丁目12-2（戸籍の附票上の最後の住所広島県廿日市市宮園4丁目5番地1）
不在者 岡 不二夫
昭和23年2月8日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第140号
本籍徳島県吉野川市鴨島町牛島472番地、最後の住所徳島県徳島市国府町井戸字天満13番地の12若草荘102号室
不在者 大島 義之
昭和31年2月8日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第372号
本籍香川県三豊郡詫間町大字積626番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 田所仲三郎
明治34年1月10日生
令和7年3月19日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所観音寺支部裁判所書記官

令和6年(家)第180号
本籍香川県小豆郡小豆島町蒲生甲1071番地、最後の住所本籍に同じ
不在者 三尾 若吉
明治34年5月6日生
令和7年3月18日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所土庄出張所裁判所書記官

令和6年(家)第42号
本籍福岡県大牟田市大字田隈32番地、最後の住所福岡県飯塚市大字鯨田593番地
不在者 宮園 美三
昭和18年1月12日生
令和7年3月15日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

令和6年(家)第32号
本籍熊本県上天草市姫戸町姫浦4901番地、最後の住所不明
不在者 山内美代子
昭和8年11月10日生
令和7年3月19日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

令和6年(家)第181号
国籍アメリカ合衆国、最後の住所不明
不在者 ウイリヤムシーグリアシニヤ
西暦1944年2月17日生
令和7年3月14日失踪宣告審判確定
那霸家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第2933号
本籍大分県大分市東大道1丁目2484番地1、住所横浜市中区松影町3-10-3 第一浜松荘232号
申立人(失踪者) 吉田 和民
昭和24年3月23日生
令和7年3月13日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第388号
本籍福岡県福岡市東区大字名島2273番地、住所兵庫県伊丹市伊丹1-2-11ベルトピア2303
申立人(失踪者) 因 和広
昭和43年5月28日生
令和7年3月11日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

令和6年(家)第491号
本籍兵庫県丹波市山南町和田59番地、住所兵庫県西市多田桜木1丁目3-2ハウス66B
申立人(失踪者) 藤本 稔
昭和35年9月27日生
令和7年3月13日失踪宣告取消審判確定
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第15号
愛知県春日井市味美町1丁目117番地
申立人 井上化成株式会社
代表者 代表取締役 井上 逸起
権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月18日
令和7年3月19日 名古屋簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 G60228
金額 118,591円
支払期日 令和6年12月5日
支払地 名古屋市
支払場所 株式会社愛知銀行昭和橋支店
振出日 令和6年7月31日
振出地 白地
振出人 株式会社東海製作所 代表取締役 丹羽 雄二
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和6年（ヘ）第2号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

大分県別府市大字内竈3239番地の90

申立人 有松 年治

権利の届出の終期 令和7年3月5日

令和7年3月11日 中津簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 中津市本耶馬渓町下屋形1205番

山林 1983平方メートル

(2)登記年月日番号 大分地方法務局中津支局昭和31年12月28日受付第3558号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定 地上権の範囲 土地全部 地上権の目的 杉、檜の所有

原因 昭和31年2月1日設定

存続期間 昭和31年2月より向35年

地代 杉檜代金の2分の1

権利者 別府市大字別府1907番地ノ11氏名不明

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第13号

川崎市川崎区南町4-2-1F

債務者 合同会社H A Z A M A

代表者代表社員 長谷 敏明

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 畑 裕士

4 破産債権の届出期間 令和7年5月1日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時50分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第21号

青森県十和田市大字藤島字角倉内沢129番地2

債務者 株式会社ササ・カオ建築工業

代表者代表取締役 佐々木伸之

1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 立花 康雄

4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時

青森地方裁判所十和田支部

令和7年（フ）第166号

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1411番地4

債務者 株式会社秀総合設計

代表者代表取締役 山岸 秀治

1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 石井 琢磨

4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分

令和7年（フ）第84号

佐賀県鳥栖市村田町1520番地3

債務者 株式会社久富重機

代表者代表取締役 久富 瞳夫

1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 竹下 順子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第47号

茨城県水戸市見川5丁目1316-1、商業登記簿上の本店所在地茨城県水戸市見和1丁目

307-1 アルシェ見和207号

債務者 合同会社S A T O

代表社員 田所 浩二

1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田中 道夫

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時

水戸地方裁判所

令和7年（フ）第81号

北海道函館市本町30番11号

債務者 医療法人社団幸歎会

代表者理事長 吉村 圭司

1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 前原 浩明

4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時20分

函館地方裁判所

令和7年（フ）第209号

広島市佐伯区五日市町大字石内10468番地3

債務者 高田運送株式会社

代表者代表取締役 奥本 大圭

1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 村上 朋矢

4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分

令和7年（フ）第84号

佐賀県鳥栖市村田町1520番地3

債務者 株式会社久富重機

代表者代表取締役 久富 瞳夫

1 決定年月日時 令和7年3月31日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 竹下 順子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第47号

茨城県水戸市見川5丁目1316-1、商業登記

簿上の本店所在地茨城県水戸市見和1丁目

307-1 アルシェ見和207号

債務者 合同会社S A T O

代表社員 田所 浩二

1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田中 道夫

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時

水戸地方裁判所

令和7年（フ）第122号

大阪府阪南市自然田733-11

債務者 株式会社ヨシダ商会

代表者代表取締役 寺田 春夫

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 横山 佳数

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第126号

神戸市北区惣山町5丁目3番地の7

債務者 株式会社MOTONORI

代表者代表取締役 本石 進将

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 川見 哲一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時15分

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 辻 拓也

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第124号

東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティ22F

債務者 M S ホールディングス合同会社

代表者代表社員 早川 元暉

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 栗田 泰吉

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第29号

奈良市法華寺町13番地の17

債務者 有限会社ミナミダ

代表者代表取締役 南田 勝義

1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鳴岡 英司

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時

奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第12号

岩手県釜石市鵜住居町第5地割25番地1

債務者 株式会社藤敬

代表者代表取締役 藤原 敬次

1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 川見 哲一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時15分

盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年（フ）第369号

仙台市青葉区花京院1丁目4番47号A L L E L L 花京院4階

債務者 株式会社E t e r n i t y One

代表者代表取締役 岩崎 圭佑

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 大橋 洋介

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時40分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

広島地方裁判所民事第4部

- 令和7年(フ)第142号**
岡山市東区神崎町2061番地の2
債務者 有限会社長町打設
代表者代表取締役 長町 治毅
1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷口 恵司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時40分
岡山地方裁判所第3民事部
- 令和7年(フ)第24号**
大阪府と泉市鶴山台2丁目2番13-103号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿7丁目2番6号
債務者 株式会社日本不動産学院
代表者代表清算人 北 完治
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
- 令和7年(フ)第720号**
神奈川県綾瀬市小園886-1のC
債務者 ファブリッククリナーズ株式会社
代表者代表取締役 福原 二雪
1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 弘人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時30分
横浜地方裁判所第3民事部
- 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
- 令和7年(フ)第82号**
函館市本町30番11号
債務者 吉村 圭司
1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 植松 直
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで**
- 函館地方裁判所**
- 令和7年(フ)第83号**
東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目17番39号
ゼクシア吉祥寺3-L
債務者 吉村 千秋
1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 植松 直
4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分
6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
- 函館地方裁判所**
- 令和7年(フ)第22号**
青森県十和田市西五番町28番16-2号
債務者 佐々木伸之
1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 立花 康雄
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前1時
6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
- 青森地方裁判所十和田支部**
- 令和7年(フ)第94号**
神奈川県小田原市下堀199番地 ドミールエム 106
債務者 村上 智子
1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 東島 貴幸
4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
- 横浜地方裁判所小田原支部民事部**
- 令和7年(フ)第167号**
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1411番地4
債務者 山岸 秀治
- 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 富永孝太朗
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年3月31日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで**
- 福岡地方裁判所久留米支部**
- 令和7年(フ)第13号**
岩手県釜石市栗林町第24地割72番地2
債務者 藤原 敬次
1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
- 大阪府水戸市平須町1828-1240メゾン・ド・リヴィエールD203、住民票上の住所茨城県水戸市平須町2053番地の5
債務者 小田 良光**
- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大塚 雅子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで**
- 水戸地方裁判所**
- 令和7年(フ)第99号**
大阪府和泉市寺田町2丁目4番10号
債務者 高橋 昌也
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 福下 大地
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
- 大阪地方裁判所岸和田支部破産係**
- 令和7年(フ)第102号**
大阪府岸和田市五軒屋町7番11号
債務者 布谷 貴子(旧姓吉川)
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 工藤 大基
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
- 大阪地方裁判所岸和田支部破産係**
- 令和7年(フ)第131号**
大阪府貝塚市永吉12番地12
債務者 青木 金光
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横畠 裕典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
- 大阪地方裁判所岸和田支部破産係**
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで**
- 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係**
- 令和7年(フ)第14号**
茨城県水戸市平須町1828-1240メゾン・ド・リヴィエールD203、住民票上の住所茨城県水戸市平須町2053番地の5
債務者 小田 良光
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大塚 雅子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
- 水戸地方裁判所**

令和7年(フ)第210号	広島市西区井口1丁目20番27号 債務者 奥本大圭こと 尹 大圭 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 朋矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第103号	岡山市中区湊148番地16 債務者 白井 良太 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 威 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第113号	岡山県倉敷市林275番地12 債務者 宮原 希美(旧姓牧野) 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有本 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第116号	岡山市中区国府市場85番地 債務者 角石明日香 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 英臣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第120号	岡山市東区神崎町2061番地2 債務者 長町 治毅 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 恵司

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時40分	令和7年(フ)第36号	横浜市中区宮川町3丁目83番地 I W A S A K I B L D G 1007 債務者 浅井 雅儀 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 龍文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 水戸地方裁判所
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第152号	広島県安芸郡府中町山田4丁目16番22号 債務者 小野原 綾 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺西 環江 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第103号	令和7年(フ)第2号	高知県四万十市西土佐岩間78番地 債務者 竹本 直貴 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 法貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 高知地方裁判所中村支部
令和7年(フ)第4号	令和7年(フ)第4号	高知県土佐清水市以布利833番地9、旧住所 東京都江東区亀戸4丁目35番16-503号 債務者 浜崎梨紗子 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津田 久敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 高知地方裁判所中村支部
令和7年(フ)第113号	令和7年(フ)第5号	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根659番地1 サンステージニヤツB棟302号 債務者 塩川 竜也(旧姓島尻) 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 秀胤 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 那覇地方裁判所平良支部
令和7年(フ)第116号	令和7年(フ)第6号	横浜市中区宮川町3丁目83番地 I W A S A K I B L D G 1007 債務者 浅井 雅儀 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 龍文 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第120号	令和7年(フ)第109号	神戸市須磨区北落合1丁目4番48号 農住 E-303号、従前の住所神戸市須磨区道正台1丁目1番5-1302号 債務者 矢野 重厚 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第116号	令和7年(フ)第127号	神戸市北区惣山町5丁目3番地の7 債務者 串カツ酒場村一番こと 本石 進将 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 智和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第120号	令和7年(フ)第71号	茨城県水戸市鯉淵町1690番地の7 債務者 高野 憲 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江原 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第120号	令和7年(フ)第48号	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1185番地68 県営住宅野原台団地C棟204号 債務者 坪田眞理子 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大坪 孝聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第120号	令和6年(フ)第445号	茨城県東茨城郡茨城町大字小幡1061番地1 債務者 井上 克己 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木名瀬修一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第120号	令和6年(フ)第5822号	茨城県水戸市見和1丁目307番地の1 アルシェ見和207号 債務者 田所 浩二 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷澤 悠介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第887号 大阪府豊中市豊南町西1丁目11番9-101号 債務者 新井 陽介 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗田 泰吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第5464号 大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘2丁目29番地の3 債務者 藤倉 國夫 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 宏 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第20号 青森県三戸郡五戸町大字切谷内字佐野33番地 2 債務者 大山 葉奈 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 青森地方裁判所十和田支部
令和7年(フ)第392号 さいたま市桜区大字神田384番地2 リバーサイド神山101号 債務者 松下 卓史 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 那賀島八起 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	奈良県香芝市狐井496番地1 プライムガーデンⅡ 203号 債務者 石川 景子 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星野さゆり 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第75号 愛知県岡崎市美合町字中長根33番地48 債務者 中川 春香 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第24号 青森県上北郡おいらせ町瓢165番地37 債務者 堀 俊春 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 青森地方裁判所十和田支部
令和7年(フ)第30号 奈良市法華寺町13番地の17 債務者 南田 勝義 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島岡 英司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 奈良地方裁判所破産係	熊本県荒尾市下井手329番地3 債務者 寺田小百合 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高見 敏之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 熊本地方裁判所玉名支部	令和7年(フ)第147号 岩手県久慈市柏崎第5地割117番地2 債務者 田高 幸治 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第27号 茨城県水戸市笠原町1526番地 コーポ綿引8棟203号 債務者 福田 昌利 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第371号 大阪府東大阪市衣摺3丁目6番18号 債務者 五味川慎也 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊豆 浩幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部	宮崎県都城市山之口町山之口3426番地1 パレット山之口Ⅱ、前住所宮崎県都城市高城町大井手2389番地 債務者 坂元恭士郎 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 宮崎地方裁判所都城支部	令和7年(フ)第20号 長崎県長崎市大手1丁目20番33号 グリーンコーポ大手町203 債務者 長澤 博俊 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第22号 千葉県銚子市長塚町4丁目1363番地 ピア長塚101 債務者 武井 一枝 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第125号 静岡市葵区本通2丁目1番地の2 エミエール葵902、旧住所山梨県笛吹市御坂町夏目原669番地7 債務者 早川 元暉	宮崎県日向市江良町4丁目45番地 オレンジハウス205号 債務者 柏田 佑太 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保山博充 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第47号 長崎県長崎市大手1丁目20番33号 グリーンコーポ大手町203 債務者 長澤 博俊 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	

令和7年(フ)第57号 川崎市宮前区平2丁目23番3-104号 債務者 星野 和夫 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第536号 横浜市旭区今宿南町2230番地 ピューハイツ 今宿201号 債務者 鈴木 康昌 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第15号 奈良市四条大路2丁目3番21-2号 債務者 上野 優翔 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第61号 茨城県水戸市河和田3丁目2536番地 市営河和田住宅805棟3-2号 債務者 円谷 智子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第613号 横浜市中区仲尾台11番地51 G・Aヒルズ山手II B棟205 債務者 小西 杏佳 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第5号 北海道岩内郡岩内町字高台1番地1 債務者 対馬 恩 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 札幌地方裁判所岩内支部	令和7年(フ)第65号 茨城県水戸市吉沢町281番地の2 R&Y吉沢A棟103号 債務者 伊藤 文雄 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第630号 神奈川県大和市南林間4丁目11番7号 南林間ハウスA-103 債務者 川村 淳子 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第6号 北海道岩内郡岩内町字高台1番地1 債務者 対馬 順平 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 札幌地方裁判所岩内支部	令和7年(フ)第446号 神奈川県綾瀬市蓼川2丁目12番17号 債務者 川田 雄太 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第630号 神奈川県大和市南林間4丁目11番7号 南林間ハウスA-103 債務者 川村 淳子 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第24号 茨城県水戸市河和田3丁目2536番地 市営河和田住宅308棟505号 債務者 飯島 幸子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第476号 横浜市緑区長津田1丁目19番10号 ドマーニ105号 債務者 島田 祐寿 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第644号 横浜市旭区善部町113番地1 クラスタ南万騎が原B202 債務者 小川 美香 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第32号 静岡県伊東市松原湯端町2番12号 平正ビル406号 債務者 忍足 佳久	令和7年(フ)第32号 静岡県伊東市松原湯端町2番12号 平正ビル406号 債務者 忍足 佳久	令和6年(フ)第450号 奈良県桜井市大字辻67番地 5-406 債務者 亀井加代子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第47号 奈良県桜井市朝倉台西7丁目160番地の15 債務者 幸野あゆみ 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第39号 山梨県笛吹市石和町市部477番地3 第1海 野ハイツ302 債務者 芦野 凌真 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時45 分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第33号 奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇407番地 債務者 梅谷 真良 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第28号 鹿児島県出水郡長島町平尾5210番地11 債務者 西村 和広 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第51号 奈良県大和郡山市九条町871番地1 ネオメ イベルA202 債務者 橋本 夏実 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第297号 奈良県御所市大字本馬151番地の12 A-308 号 債務者 榎口 幸子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 奈良地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第48号 香川県高松市勅使町1145番地1 市住5- 137 債務者 池内 覚 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前9時30 分 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第29号 香川県善通寺市弘田町1073番地1 債務者 中村真奈美(旧姓藤田) 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第347号 東京都立川市砂川町2丁目5番地の1メゾ ン・フィデール303号 債務者 牧野 勝寛 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第4号 奈良県香芝市下田西3丁目3番19-2号 サ ニーハイツN.O. 2 債務者 串かつ實こと 川人 理恵 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第67号 香川県高松市木太町3721番地 サンビレッジ 木太C棟202号室 債務者 藤本 実里 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前9時30 分 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	令和7年(フ)第31号 鹿児島県出水市下鰯町750番地 債務者 松岡 捨 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第16号 山梨県笛吹市御坂町下黒駒2127番地 バセオ 御坂B105、前住所山梨県笛吹市石和町中川 394番地 レオパレス築地106 債務者 権正 貴宏 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時45 分 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第31号 奈良県北葛城郡王寺町舟戸1丁目4番9- 166号 債務者 池原 浩永 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第13号 鹿児島県薩摩川内市中郷町2515番地 マイ ホームすまいる・たいよう 債務者 原口 雅美 1 決定年月日時 令和7年3月27日午前10時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係	令和7年(フ)第106号 静岡市清水区鳥坂1632番地の1 パレス鳥坂 101 債務者 橋口 和喜 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1275号 大阪市東淀川区下新庄4丁目18番21-309号 債務者 佐田 清子 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1319号 大阪府茨木市新郡山1丁目17番504号 債務者 光善坊孝悟 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第26号 鳥取県米子市西福原8丁目4番15-106号 債務者 長野 由佳 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第22号 熊本県玉名郡南関町大字下坂下1257番地 債務者 安達 弘一 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第27号 北海道小樽市稻穂5丁目18番11号 債務者 古瀬 忠雄 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年(フ)第26号 奈良市北市町61番地の2 NCハイツ302号 債務者 野村 彩華 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第61号 岡山市北区津島福居2丁目20番19号 債務者 古谷 大介 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第78号 福島県田村郡三春町大字下舞木字折ノ内114番地の10 債務者 永野 潤一 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 熊本地方裁判所玉名支部
令和7年(フ)第45号 富山県高岡市五十里1620番地2 債務者 切田和希子 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 富山地方裁判所高岡支部	令和7年(フ)第42号 奈良市大宮町2丁目7番1-303号 債務者 北村 一代 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第109号 岡山市北区大供表町8-20 オレンジ大供 105号室、住民票上の住所岡山市北区大供表 町8番20号 オレンヂダイク105 債務者 川野 歩 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第33号 金沢市八日市出町188番地3、従前の住所福 岡県福岡市博多区山王2丁目5番25-301号 債務者 船木璃鶴愛 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第14号 三重県伊賀市下郡222番地 債務者 前川 真任(旧姓今本) 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第25号 鳥取県米子市西福原8丁目4番15-106号、 住民票上の住所鳥取県米子市両三柳18番地6 債務者 長野 律子 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第139号 岡山市南区松浜町7番15号 コーポ瀬戸内 303、旧住所岡山市南区若葉町23番21-1号 グリーンハイツ若葉B103号 債務者 岡本 玲子 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第216号 広島市南区西蟹屋4丁目8番11-201号 債務者 近藤 春雄 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 金沢地方裁判所民事部
	令和7年(フ)第25号 鳥取県米子市西福原8丁目4番15-106号、 住民票上の住所鳥取県米子市両三柳18番地6 債務者 長野 律子 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第15号 広島県江田島市沖美町畑202番地1 債務者 伊藤 寿敏	

令和7年(フ)第16号 山口県岩国市近延34番地(前住所 東京都江戸川区平井5丁目2番11-302号ラ・ボーン・ヴィ平井) 債務者 善中 陽子 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 山口地方裁判所岩国支部	1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第579号 北九州市小倉北区三萩野1丁目2番5-503号 破産者 松田会計事務所こと 松田 融 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第77号 福島県郡山市水門町80番地の2 債務者 伊東 正 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和6年(フ)第888号 北九州市門司区黄金町7番11-501号 破産者 ジェドル総合企画こと 大里 琢磨 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第213号 広島市東区牛田南1丁目2番21-503号 債務者 八重垣 翔 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第121号 鹿児島県姶良市東餅田2791番地 メゾンK 305号 破産者 鶴蔵裕二郎 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第10号 高知県幡多郡大月町大字柏島45番地1 債務者 熊崎 佑美 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 高知地方裁判所中村支部	1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	令和6年(フ)第2193号 札幌市南区藤野4条11丁目1番8号 破産者 上原 仁孝 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
破産手続廃止及び免責許可決定	令和6年(フ)第2292号 福岡市城南区長尾5丁目29番14号 ハピウス 清和 303号 破産者 岩下 好広 1 決定年月日 令和7年3月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第2206号 福岡県田川市大字川宮1759番地4 SKY01 203号、開始決定時の住所福岡市東区唐原1丁目5番30号 アゼール唐原205号 破産者 神谷かおり 1 決定年月日 令和7年3月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第150号 宮城県大崎市古川城西1丁目2番14号 破産者 佐藤 理恵 1 決定年月日 令和7年3月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第224号 福岡市東区香椎駅前2丁目1番6-302号 リュクスグランツ 破産者 原 真海	令和6年(フ)第745号 北九州市小倉北区日明4丁目9番13-304号 破産者 道畑 哲郎	福岡地方裁判所第4民事部	

令和6年(フ)第151号
宮城県大崎市古川中里2丁目3番33号 加藤アパートA棟3号
破産者 三浦 忠敏
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係
令和5年(フ)第201号
茨城県稻敷市江戸崎甲2932番地1、前住所茨城県稻敷市江戸崎甲691番地
破産者 田所 治美(旧姓田口)
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和6年(フ)第161号
茨城県龍ヶ崎市川原代町6325番地
破産者 柳瀬美智子
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和6年(フ)第243号
神奈川県逗子市小坪2丁目21番2号
破産者 岡 雅史
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部
令和6年(フ)第11号
石川県鳳珠郡能登町字布浦拓4番地6 ビレッジハウス内浦2号棟103、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字駒渡9字13番地
破産者 干場 勝次
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部
令和6年(フ)第3966号
大阪府豊中市曾根西町2丁目2番43号、申立時大阪市東淀川区下新庄4丁目21番A-906号
破産者 石川 怜奈(旧姓梶原・岡本)
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第4459号
大阪市都島区東野田町4丁目5番12-703号
破産者 萩田 光弘
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5023号
大阪府大東市灰塚2丁目11番32号
破産者 前川 進一
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第308号
堺市東区菩提町3丁188番地3
破産者 高橋 徹兒
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第4号
岡山県新見市金谷415-4、住民票上の住所岡山県新見市神郷下神代3961番地
破産者 村尾 久美
1 決定年月日 令和7年3月27日

2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部
令和6年(フ)第7号
岡山県新見市西方1509番地10 大山アパート1号
破産者 井原 直人
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部
令和6年(フ)第282号
金沢市平和町2丁目11番32号 県営住宅32棟501号
破産者 澤田 将太
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部
令和6年(フ)第109号
大分県宇佐市大字松崎1番地の153
破産者 萩田 泰也
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係
破産手続終結
令和6年(フ)第684号
千葉県野田市花井1丁目16番地の13
破産者 深川 完
1 決定年月日 令和7年4月2日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1347号
東京都東大和市向原5丁目1043番地の51
破産者 前田 幸江
1 決定年月日 令和7年4月2日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
破産手続終結及び免責許可決定
令和6年(フ)第239号
奈良県橿原市木原町42番地 キハラハイツB 106
破産者 中村 泰子
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和6年(フ)第139号
岡山県岡山市中区四御神175番地1 ケンハイツ201号室、破産手続開始決定時の住所岡山市中区高屋366番地6
破産者 阪本 和彦
1 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
2 一般調査期日 令和7年7月9日午前10時30分
令和7年4月1日
岡山地方裁判所第3民事部
債権者集会招集
令和5年(フ)第229号
佐賀市大和町大字八反原681番地1
破産者 有限会社サンハイツ
1 期日 令和7年6月5日午前10時40分
2 会議の目的 財産状況報告・計算報告・破産廃止に関する意見聴取
令和7年3月27日 佐賀地方裁判所民事部

免責許可決定

令和6年(フ)第185号

福島県いわき市小名浜字大原境西78番地の7
サンクレールB202

破産者 新妻 翔

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第196号

福島県いわき市小名浜寺廻町14番地の18 サンマリーナA-102、従前の住所福島県いわき市小名浜大原小滝町2番地の5 コーポ渡辺1102

破産者 児玉 祐樹

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第1993号

福岡市南区若久2丁目19番13-1号
破産者 南 祥子

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第5号

鹿児島県薩摩川内市宮崎町3318番地3 ビレッジマウンテン六弘105
破産者 德永 明美

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第6号

鹿児島県出水市武本13783番地7
破産者 川畑 由紀

1 決定年月日 令和7年3月25日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和6年(フ)第362号

金沢市小立野2丁目39番8号
破産者 橋爪 文太

1 決定年月日 令和7年3月26日

2 主文 破産者について免責を許可する。

金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第363号

山梨県甲府市堀之内町717番地1 メゾンプレジール105

破産者 奥水 琴巳(旧姓小林・山田)

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第385号

山梨県笛吹市御坂町栗合312番地 中沢莊2号室

破産者 鳥居 孝光

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第319号

愛知県豊橋市横須賀町植松25番地2 ミルトラウム202

破産者 スドウ サ スージーこと SUDO SA SUZY

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第332号

愛知県豊川市赤坂町竹ノ谷37番地7、従前の住所兵庫県姫路市四郷町中鈴13番地4 舛田洋一方

破産者 山口 法子

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第338号

愛知県蒲郡市竹谷町七反8番地2 博205
破産者 神谷 朱美

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第85号

山口県熊毛郡平生町大字大野南110番地の1
メイゾン平生203号(前住所 山口県熊毛郡上関町大字室津552番地37室津新町住宅団地3号)
破産者 岩崎 昇

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第95号

山口県岩国市元町4丁目12番20-508号
破産者 稲田 裕太

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第97号

山口県岩国市川口町2丁目4番1-207号
破産者 藤崎 浩治

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第2号

山口県岩国市南岩国町1丁目20番12-205号
河本莊

破産者 藤岡 秀幸
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第2100号

福岡県朝倉郡筑前町弥永944番地2、前住所福岡県小郡市津古839番地11 クレセントコートみくに202号
破産者 赤木 麻美

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2126号

福岡県糟屋郡宇美町光正寺2丁目15番19号
破産者 絹谷 直人

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2239号

福岡市南区屋形原5丁目10番48-205号 三浦第2ビル
破産者 三好 大志

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2255号

福岡県筑紫野市二日市北2丁目7番6号 アイビス筑紫野103号
破産者 河野 智

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2285号

福岡県福津市福間南3丁目25番3号 サンヒルズ福間201号
破産者 原嶋 健太

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2293号

福岡県宗像市稻元7丁目9番31号
破産者 主藤 裕香

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第873号

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀623番地 レオパレス今古賀107号、前住所福岡県遠賀郡岡垣町中央台2丁目10番5号
破産者 西坂 真也

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第5号

北九州市小倉北区下到津4丁目4番12-401号
破産者 仲丸真佐江

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第14号

北九州市小倉南区蒲生1丁目5番20号
破産者 松村 愛子

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第16号

北九州市八幡西区本城学研台2丁目17番17-302号
破産者 井ノ上涼二

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第21号

北九州市八幡西区熊手1丁目2番22-603号
破産者 池田真理子

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第23号

北九州市門司区高田1丁目2番22-302号
破産者 スタートラインこと 北村 聰
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第28号

北九州市八幡西区町上津役西4丁目4番12号
破産者 江里口恭一
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第89号

福岡県田川市大字伊田2741番地11 ミキハウスV 203
破産者 大場 友子
1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第3号

福岡県田川郡大任町大字大行事3633番地1
さくら団地101号
破産者 佐藤 成美

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

特別清算開始**令和7年(ヒ)第2008号**

東京都新宿区富久町2番19号
清算株式会社 株式会社東京全通C&P
代表清算人 若井 亜日
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2086号

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
清算株式会社 株式会社日本ヒューマンキャリア
代表清算人 伊藤 肇
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第3005号

大阪市北区野崎町7番8号
清算株式会社 株式会社コントラーズ
代表清算人 山本 真彦
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(ヒ)第2号

熊本市中央区水前寺1丁目14番16号
清算株式会社 株式会社A.T清算会社
代表清算人 國米 昭吉
1 決定年月日 令和7年3月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

熊本地方裁判所民事第1部

特別清算終結**令和5年(ヒ)第2090号**

東京都品川区豊町1丁目11番4号204号室
清算株式会社 株式会社ホテル・南水

1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2095号

東京都港区麻布台1丁目7番2号
清算株式会社 ケイティー・ニット株式会社
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2096号

東京都港区麻布台1丁目7番2号
清算株式会社 株式会社ツインバード・クリエイション
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2097号

東京都港区麻布台1丁目7番2号
清算株式会社 鹿谷織維株式会社
1 決定年月日 令和7年3月31日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第2099号

東京都港区赤坂8丁目4番14号
清算株式会社 クラリネット株式会社
1 決定年月日 令和7年3月28日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可**令和7年(ヒ)第101号**

鹿児島市東千石町2番30号
清算株式会社 サニープラザ株式会社
代表清算人 新福 省一

1 決定年月日 令和7年3月26日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 清算株式会社は、本協定認可決定後2週間以内に、資産の換価代金総額(金24万7700円)から必要な費用を控除した残額を協定債権者に支払い、残債務の免除を受ける。

2 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に支払う。

この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

3 公租公課、特別清算手続に必要な費用等は隨時これを支払う。

鹿児島地方裁判所民事第3部

書面による決議に付する決定**令和6年(再)第1号**

島根県松江市東出雲町揖屋1196番地
再生債務者 医療法人ちどり

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日
付け再生債務者提出の再生計画案

2 書面投票期間 令和7年4月25日まで

3 議決権不統一行使の通知期限 令和7年4月
18日

令和7年3月28日 松江地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再イ)第3号**

釧路市浦見2-2-15 We11e I
202、住民票上の住所釧路市住吉2丁目12番
16号

再生債務者 佐々木 悠

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令
和7年5月13日まで

釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第7号

福島県郡山市八山田西2丁目168番地 ラル
ジュB203号

再生債務者 山口 祐

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令
和7年5月13日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第34号

千葉県船橋市本郷町421番地2 大塚ビル203
号

再生債務者 野口 米男

1 決定年月日時 令和7年4月1日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令
和7年5月20日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第11号

茨城県那珂市中里577番地1

再生債務者 萩野谷一也

1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令
和7年5月28日まで

水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第5号

静岡県島田市金谷栄町348番地の41

再生債務者 石田 真一

1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令
和7年5月14日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第16号 静岡県島田市阪本1730番地の15 再生債務者 山崎 幸二 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月14日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月30日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第3号 長崎県長崎市小菅町30番2—1418号 再生債務者 岩下 雄一 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	奈良県生駒市軽井沢町12番52号 軽井沢タウンハウスB 再生債務者 浅野 智明 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで 奈良地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第9号 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷13番地3 ディアスM S A棟102号 再生債務者 長谷 達郎 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	茨城県ひたちなか市大字勝倉3433番地 自衛隊 再生債務者 河内 慎弥 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年6月2日まで 水戸地方裁判所	岡山県瀬戸内市長船町飯井879番地 再生債務者 初治 俊光 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月19日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第10号 奈良県生駒市壱分町67番地169 再生債務者 山本 真樹 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令和7年5月16日まで 奈良地方裁判所	横浜市青葉区荏田西2丁目15番地7 グレイス池尻302 再生債務者 渡邊健太郎 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	岡山市北区久米321番地8 再生債務者 見口 孝治 1 決定年月日時 令和7年4月1日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第12号 茨城県水戸市笠原町1652番地の14 再生債務者 木戸 浩智	横浜市南区大橋町2丁目36番地1 ハイムリバーサイド206 再生債務者 松田こずえ	広島市安佐南区東野1丁目14番19号 再生債務者 山田 直樹 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年4月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第48号 新潟市秋葉区荻島1丁目16番27-1号 再生債務者 羽下 了 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年6月4日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月14日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和6年(再イ)第10号 奈良県生駒市小平尾町52番地4 再生債務者 築地 昌仙 1 決議に付する再生計画案 令和6年10月11日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで 令和7年3月27日 奈良地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年4月2日 山口地方裁判所岩国支部
令和7年(再イ)第2号 新潟県村上市仲間町97番地 再生債務者 杉浦 智美 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年6月4日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年4月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年6月4日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年(再イ)第42号 奈良県天理市合場町38番地11 再生債務者 竹本 幸平 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月24日まで 令和7年3月27日 奈良地方裁判所	令和6年(再イ)第42号 宮崎県都城市梅北町2412番地 再生債務者 鈴木 高志 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年4月2日 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(再イ)第4号 静岡県磐田市岩井2352番地5 フェリシオン303号 再生債務者 日々谷直樹 1 決定年月日時 令和7年4月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月19日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月16日まで 令和7年3月26日 水戸地方裁判所	令和6年(再イ)第67号 静岡県伊東市十足620番地の93 再生債務者 土屋きよみ 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月1日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(再イ)第35号 広島市佐伯区石内南1丁目18番16号 再生債務者 櫻木 一輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年3月31日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第25号 京都市右京区山ノ内養老町5番地1 パーク・ホームズ615号 再生債務者 福山 昇 1 決定年月日時 令和7年4月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令和7年5月16日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月22日まで 令和7年4月1日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第110号 大阪府枚方市禁野本町1丁目5番15-502号 再生債務者 矢野 七海 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月1日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第78号 広島県安芸郡府中町浜田4丁目12番21号 再生債務者 吉中 拓人 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月28日まで 令和7年3月31日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第9号 福岡県久留米市梅満町1166番地5 ブルーツリーフラツツ202号 再生債務者 深川 真吾	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年4月2日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和6年(再イ)第56号 埼玉県熊谷市千代64番地11 再生債務者 室塚 光夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月23日まで 令和7年4月2日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第335号 大阪市住吉区東粉浜3丁目1番16号 再生債務者 甲良 熊 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月1日 大阪地方裁判所第6民事部
		令和6年(再イ)第15号 山口県玖珂郡和木町瀬田4丁目3番2号 再生債務者 山田 耕二	令和7年(再イ)第5号 愛媛県松山市森松町174番地3 再生債務者 新宮 幸二 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月30日まで 令和7年4月2日 松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画認可	令和6年(再イ)第12号 新潟県胎内市若松町12番12号 レジデンス杉原一B号	再生債務者 小池 静子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年1月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月2日 新潟地方裁判所新発田支部	令和6年(再イ)第53号 新潟市東区中木戸81番地1 再生債務者 竹谷陽次郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月2日 新潟地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第361号 大阪市浪速区大国1丁目5番13号 グランフェリーシード 301号 再生債務者 藤原 理絵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月1日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第16号 北海道小樽市新光1丁目16番12号 再生債務者 出来田 祥 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月2日 札幌地方裁判所小樽支部	令和6年(再イ)第118号 東京都武蔵村山市三ツ木5丁目3番地の26プリンシパル202号 再生債務者 森田 良行	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月2日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第37号 茨城県那珂市菅谷4486番地4 ツリーハイツ上菅谷201号室 再生債務者 渡邊 智 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年3月27日 水戸地方裁判所	令和6年(再イ)第171号 横浜市磯子区岡村8丁目21番19-215号 再生債務者 伊藤 音初 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。	令和7年4月2日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年(再イ)第90号 神戸市北区小倉台3丁目3番地の11 再生債務者 杉村 重雄 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。	令和7年4月1日 旭川地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第27号 北海道旭川市神楽5条8丁目4番12号 2F 再生債務者 打田 圭吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。	令和7年4月1日 旭川地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第114号 東京都八王子市台町2丁目16番3号T's garden西八王子EAST B301号 再生債務者 大澤 健吾 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年3月31日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第55号	宮城県仙台市宮城野区新田1丁目18番50号ラルジュ301(申立時の住所) 東京都町田市南成瀬2-26-7-B-1	再生債務者 池田昌太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第3号 東京地方裁判所立川支部民事第4部 茨城県那珂市菅谷4486番地4 ツリーハイツ上菅谷201号室 再生債務者 渡邊 智 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第63号 広島市安佐北区亀山2丁目5番37号 再生債務者 佐々木隆光 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第13号 広島市安佐北区亀山2丁目5番37号 再生債務者 佐々木隆光 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第27号 広島地方裁判所民事第4部 北海道旭川市神楽5条8丁目4番12号 2F 再生債務者 打田 圭吾 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第114号 東京都八王子市台町2丁目16番3号T's garden西八王子EAST B301号 再生債務者 大澤 健吾 1 主文 本件再生手続を廃止する。	令和6年(再イ)第241号 北海道釧路郡京極町字更進780番地2 グリーンケア304 再生債務者 濱 彩香 1 主文 本件再生計画を認可しない。	令和6年(再イ)第2号 北海道虻田郡京極町字更進780番地2 グリーンケア304 再生債務者 濱 彩香 1 主文 本件再生計画を認可しない。	小規模個人再生による再生計画不認可						
令和6年(再イ)第1号 岡山地方裁判所第3民事部	大坂市北区菅原町12番8-1号 サウス・サン603号室 再生債務者 宮下 楽 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第92号 岡山地方裁判所第3民事部 大坂市北区菅原町12番8-1号 サウス・サン603号室 再生債務者 宮下 楽 1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第2号 静岡地方裁判所民事第2部 北海道虻田郡京極町字更進780番地2 グリーンケア304 再生債務者 濱 彩香 1 主文 本件再生計画を認可しない。	令和6年(再イ)第2号 静岡地方裁判所民事第2部 北海道虻田郡京極町字更進780番地2 グリーンケア304 再生債務者 濱 彩香 1 主文 本件再生計画を認可しない。	令和6年(再イ)第241号 北海道虻田郡京極町字更進780番地2 グリーンケア304 再生債務者 須藤 光儀 1 主文 本件再生手続を廃止する。	令和6年(再イ)第252号 横浜地方裁判所第3民事部 横浜市磯子区滝頭1丁目6番75号 再生債務者 吉田 清 1 主文 本件再生手続を廃止する。	令和6年(再イ)第252号 横浜地方裁判所第3民事部 横浜市磯子区滝頭1丁目6番75号 再生債務者 吉田 清 1 主文 本件再生手続を廃止する。	令和6年(再イ)第252号 横浜地方裁判所第3民事部 横浜市磯子区滝頭1丁目6番75号 再生債務者 吉田 清 1 主文 本件再生手続を廃止する。	小規模個人再生による再生手続廃止							

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第11号

兵庫県姫路市広畑区西蒲田369番地12 サク
ラメント広畑夢咲204号

再生債務者 仲里 和馬

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月2日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再口)第8号

兵庫県加古川市加古川町南備後324番地の28
再生債務者 奥田 信弘

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年4月2日 神戸地方裁判所姫路支部

所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

富山市新桜町7番38号

申立人 富山市長 藤井 裕久

住所・居所 不明

所有者 有澤 輝子

届出期間満了日 令和7年5月23日

令和7年3月28日 富山地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 富山市常盤台

地番 7番7

地目 宅地

地積 154.04平方メートル

2 所在 富山市常盤台

地番 7番99

地目 宅地

地積 1.65平方メートル

3 所在 富山市常盤台7番地7

家屋番号 7番7

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 36.36平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第1号

島根県雲南市木次町里方531-1

申立人 島根県雲南県土整備事務所長 綿貫
純也

住所・居所 不明

(最後の住所) 島根県飯石郡三刀屋町大字伊
賀546番地

所有者 坂本 純七

届出期間満了日 令和7年5月23日

令和7年3月28日 松江地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 雲南市三刀屋町伊賀

地番 1178番

地目 墓地

地積 17平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第4号

千葉県印西市小倉台4丁目1番地11棟101号

申立人 川合すみゑ

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 不明

(最後の住所) 千葉県市川市八幡2丁目7-18

所有者 泉 とめ

届出期間満了日 令和7年5月28日

令和7年3月28日 千葉地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 市川市八幡二丁目 1660番地

家屋番号 甲445番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 43.80平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこそは解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://actvm.com/>

(乙) <http://www.noah-i.co.jp/>

令和7年4月10日

札幌市東区北十七条東1丁目六番11号

(甲) 株式会社アクティブメディア

代表取締役 佐藤 幹雄

(乙) ノアインターナショナル株式会社

代表取締役 太田 亨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

東京都立川市一番町六丁目一八番地の一

合同会社

代表社員 森川 栄次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更後の商号は株式会社韓国古着の5W1NSとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

横浜市港北区新吉田東八丁目二番一六号一階

日アソナラ合同会社

代表社員 佐藤 裕平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社YAMATA日本一ルティングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

横浜市中区大和町二丁目二二一一番地八

山手キャビタル合同会社

代表社員 河野 卓二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はLead Myself株式会社とします。

効力発生日は令和7年5月11日であり、当社の総社員の同意の取得は令和7年4月4日に終了しております。

令和7年4月10日

大阪市淀川区加島三丁目中二番一号コールドコム二〇五号室

Leads Myself合同会社

代表社員 石田名津美

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和7年5月30日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

鳥取市良田四〇七番地一

農事組合法人良田生産組合

理事 小谷 尚己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

香川県高松市花園町二丁目八番二二一号

芳住協第一ビル一〇八号 永昌合同会社

代表社員 李 境

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

大分市長浜町二丁目二番四

合同会社ワンエイト
代表社員 薄田 夕佑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千円減少し、一千円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和7年4月3日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和7年4月10日

宮城県岩沼市南長谷字諒訪一二三番地
有限公司南設備工業所
代表取締役 小野 貴市

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二八一六万二五〇〇円(うち資本準備金とする額二八一六万二五〇〇円)減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和7年5月31日までに資本金の額が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額も同額分(うち資本準備金とする額は当該募集株式の発行により増額した資本金の額と同額分とします)減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

宮城県岩沼市南長谷字諒訪一二三番地
有限公司南設備工業所
代表取締役 小野 貴市

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二八一六万二五〇〇円(うち資本準備金とする額二八一六万二五〇〇円)減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和7年5月31日までに資本金の額が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額も同額分(うち資本準備金とする額は当該募集株式の発行により増額した資本金の額と同額分とします)減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

宮城県岩沼市南長谷字諒訪一二三番地
有限公司南設備工業所
代表取締役 小野 貴市

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二八一六万二五〇〇円(うち資本準備金とする額二八一六万二五〇〇円)減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

東京都千代田区大手町一丁目六番一号
株式会社 Foundation Holding
代表取締役 今井 良典

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を十四億一千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を十四億一千九百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を十四億一千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和7年5月20日であり、株主総会の決議は令和7年3月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を四千万円減少し六千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

愛知県豊田市吉原町下細池七七番地一
ノックス電子株式会社
代表取締役 野場 基

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億一千四百四十七万五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二億一千四百四十七万五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二億一千四百四十七万五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二億五千二百五十一万四千九百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二億五千二百五十一万四千九百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二億五千二百五十一万四千九百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月10日

島根県松江市北陸町一テクノアーツ島根
インキュベーションルーム〇四
Laughtering 合同会社
代表社員 渡部 雅樹

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年4月10日
掲載頁 二頁

当社は、資本金の額を二億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

